

議案第52号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(経営の基本)

第2条 略

2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科名	病床の種類
鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 麻酔科	略

(病院における使用料及び手数料の徴収)

第5条 略

2 前項の使用料又は手数料の額は、次のとおりとする。

(経営の基本)

第2条 略

2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科名	病床の種類
鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科	略

(病院における使用料及び手数料の徴収)

第5条 略

2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定め

る金額によるほか、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額（病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額）並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下「療養費算定額」という。）とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、企業管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める

額) とする。

- (1) 別表第1及び別表第2に定める金額
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額
- (3) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費等算定基準」という。）により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、食事療養費等算定基準により算定した額に100分の108を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料の額については、企業管理規程で定める。

(1) 病院に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のため
の利用に係る使用料

(2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基
づく療養の給付その他の企業管理規程で定める給付又は支払の
対象となる利用に係る使用料

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入
所（食事の提供等を含む。）の利用に係る使用料

(4) 診療材料、装用器具、電気器具等の利用に係る使用料

3 前項に規定するもののほか、診療材料、装用器具、電気器具等
に係る使用料の額については、企業管理規程で定める。

（資本剰余金）

第7条 病院事業において資本的支出に充てるために補助金、負担
金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」とい
う。）の交付を受けたときは、当該補助金等の額に相当する金額
を資本剰余金として積み立てるものとする。

2 補助金等により取得した固定資産で病院事業の管理者が定める
ところにより減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかつ

た部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第9条 略

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第10条 略

(業務状況の説明書類の提出)

第11条 略

(企業管理規程への委任)

第12条 略

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 略

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第9条 略

(業務状況の説明書類の提出)

第10条 略

(企業管理規程への委任)

第11条 略

別表第1 (第5条関係)

1 診断料、検査料等

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,644円</u>
障がいの程度に関する診断	1件につき <u>4,644円</u>
人間ドック	1件につき <u>43,200円</u>
脳ドック	1件につき <u>37,800円</u>
略	
死体検案	1件につき <u>10,044円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,144円</u>
略	

2 略

3 不妊治療料

区分	金額
配偶者間人工受精(精子洗浄濃縮法)	遠心分離法 1件につき <u>4,860円</u>
	密度勾配法 1件につき <u>9,806円</u>
体外受精	採卵・採精 1件につき <u>50,760円</u>

別表第1 (第5条関係)

1 診断料、検査料等

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,515円</u>
恩給年金診断	1件につき <u>4,515円</u>
人間ドック	1件につき <u>42,000円</u>
脳ドック	1件につき <u>36,750円</u>
略	
死体検案	1件につき <u>9,765円</u>
変死体検案	1件につき <u>17,640円</u>
略	

2 略

3 不妊治療料

区分	金額
配偶者間人工受精(精子洗浄濃縮法)	遠心分離法 1件につき <u>4,725円</u>
	密度勾配法 1件につき <u>9,534円</u>
体外受精	採卵・採精 1件につき <u>49,350円</u>

顕微授精	1 件につき	37,800円
初期胚培養	1 件につき	42,120円
胚盤胞培養	1 件につき	55,080円
新鮮胚移植	1 件につき	34,560円
受精卵凍結保存	1 件につき	43,200円
凍結受精卵融解・移植	1 件につき	64,800円
精子凍結保存	1 件につき	37,800円

4 予防接種料

区分	金額
略	
診療報酬の算定方法に 薬価が規定されている 薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額
その他の場合	使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に <u>100分の108</u> を乗

顕微授精	1 件につき	36,750円
初期胚培養	1 件につき	40,950円
胚盤胞培養	1 件につき	53,550円
新鮮胚移植	1 件につき	33,600円
受精卵凍結保存	1 件につき	42,000円
凍結受精卵融解・移植	1 件につき	63,000円
精子凍結保存	1 件につき	36,750円

4 予防接種料

区分	金額
略	
診療報酬の算定方法に 薬価が規定されている 薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額
その他の場合	使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に <u>100分の105</u> を乗

	じて得た額に1の表の健康診断の 項に定める金額を加えた額
--	---------------------------------

5 略

6 特別入院施設料

区分	金額（1床1日につき）	
	非課税とされる 助産に係る資産 の譲渡等に係る もの	非課税とされる 助産に係る資産 の譲渡等以外の 資産の譲渡等に 係るもの
鳥取県立中 央病院	個室 甲	8,000円
	乙	4,000円
鳥取県立厚生病 院	個室	4,000円

7 非紹介患者初診加算料

区分	金額
健康保険法第63条第2 項第4号及び高齢者 の医療の確保に関する	鳥取県立 中央病院 初診料算定1回につき 2,625円
鳥取県立	初診料算定1回につき

	じて得た額に1の表の健康診断の 項に定める金額を加えた額
--	---------------------------------

5 略

6 特別入院施設料

区分	金額（1床1日につき）	
	非課税とされる 助産に係る資産 の譲渡等に係る もの	非課税とされる 助産に係る資産 の譲渡等以外の 資産の譲渡等に 係るもの
鳥取県立中 央病院	個室 甲	8,000円
	乙	4,000円
鳥取県立厚生病 院	個室	4,000円

7 非紹介患者初診加算料

区分	金額
健康保険法第63条第2 項第4号及び高齢者 の医療の確保に関する	鳥取県立 中央病院 初診料算定1回につき 2,700円
鳥取県立	初診料算定1回につき

法律第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）	厚生病院	1,620円
--	------	--------

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養のうち企業管理規程で定める長期の入院に係るもの	長期の入院に関し、健康保険法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準において控除される点数に10円80銭を乗じて得た額に相当する額

9 セカンドオピニオン外来相談料

法律第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）	厚生病院	1,575円
--	------	--------

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養のうち企業管理規程で定める長期の入院に係るもの	長期の入院に関し、健康保険法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準において控除される点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

9 セカンドオピニオン外来相談料

区分	金額
他の医療機関の患者に対する助言	相談時間 1 時間につき <u>10,800円</u>

10 その他の使用料

区分	金額
生命保険等に係る個別面談	1 件につき <u>5,724円</u>
死後処置	1 件につき <u>4,320円</u>

備考 略

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	金額
普通診断書	1 通につき <u>2,052円</u>
健康診断書	1 通につき <u>2,052円</u>
年金障がい診断書	1 通につき <u>5,400円</u>
身体障害者手帳診断書 ・意見書	1 通につき <u>5,400円</u>
精神障害者手帳診断書	1 通につき <u>5,400円</u>

区分	金額
他の医療機関の患者に対する助言	相談時間 1 時間につき <u>10,500円</u>

10 その他の使用料

区分	金額
生命保険等に係る個別面談	1 件につき <u>5,565円</u>
死後処置	1 件につき <u>4,200円</u>

備考 略

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	金額
普通診断書	1 通につき <u>1,995円</u>
健康診断書	1 通につき <u>1,995円</u>
恩給年金診断書	1 通につき <u>5,565円</u>

自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1 通につき 5,400円		
死亡診断書	1 通につき 2,268円	死亡診断書	1 通につき 2,205円
死体検案書	1 通につき 4,212円	死体検案書	1 通につき 4,095円
変死体検案書	1 通につき 4,212円	変死体検案書	1 通につき 4,095円
生命保険金受領診断書	1 通につき 5,724円	生命保険金受領診断書	1 通につき 5,565円
通院入院証明書	1 通につき 2,052円	通院入院証明書	1 通につき 1,995円
療養費支払証明書	1 通につき 1,080円	療養費支払証明書	1 通につき 1,050円
自動車損害賠償責任保険医療証明書	1 通につき 4,320円	自動車損害賠償責任保険医療証明書	1 通につき 4,200円
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1 通につき 432円	診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1 通につき 420円
通院入院証明書、療養	1 通につき 2,052円	通院入院証明書、療養	1 通につき 1,995円

<p>費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）</p>	<p>1 通につき <u>1,080円</u></p>	<p>費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）</p>	<p>1 通につき <u>1,050円</u></p>
<p>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）</p>	<p>略</p>	<p>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）</p>	<p>略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。